

あつたがわ
厚田川水系河川整備基本方針

平成 28 年 11 月

北 海 道

厚田川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	6
(参考図) 厚田川水系流域概要図	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

厚田川は、北海道中央部に位置する石狩市厚田区いしかりしあつたくの市街地より、北約20kmに位置する無名山むめいざん（標高465m）にその源を発し、山間部の溪流を集めた後、支川の左股川ひだりまたがわ、発足川はつたりがわ、牧佐内川ぼくさないがわなどと合流し、石狩市厚田区市街地を貫流し日本海に注ぐ流域面積136.4km²、幹川流路延長32.6kmの二級河川である。

河川名の由来には諸説あるが、一説によるとアイヌ語のアーラペツとかけに由来し「ara-pet 蜥蜴・川」の意と言われている。

流域は、石狩市の1市で構成されており、土地利用は約90%が山地で占められているが、中下流域では農地、最下流域では市街地が形成されている。

石狩市厚田区は、江戸時代からニシン、サケの漁場であり、近年、ニシンの漁獲は減ったものの厚田港内で開催する朝市では、新鮮な魚介類がならぶ。また、大漁旗を掲げた漁船が厚田沖を進む豊漁祈願の「海上渡御かいじょうとぎよ」は夏の風物詩となっている。

流域内には札幌市さっぽろしと留萌市るもいしを結び地域経済を支える国道231号といった重要施設が横断し、厚田川水系は、支川も含め全河川が水産資源保護法に基づく保護水面に指定されており、水産資源の保護培養を図る観点から、全ての水産動物の採捕が禁止されているほか、石狩管内のサケ・マス増殖河川に位置付けられており、サケの稚魚放流が行われている。

このようなことから、本水系は道央地方どうおうの治水・利水・環境上、重要な水系に位置付けられている。

厚田川流域の地形は、主に上流域では中起伏山地、中流域では小起伏山地及び小起伏丘陵地、下流域では砂礫台地となっている。沿川の地形は、中流から下流にかけて扇状地性低地となっている。

地質は、上流域に新生代新第三紀中新世の厚田層である堆積岩が分布し、中流から下流域にかけて新生代第四紀の氾濫原堆積物が広く分布している。

また、流域内の厚田観測所（気象庁）における年平均降水量は、約1,100mm（昭和56年から平成22年までの平均値）と北海道の平均降水量と同程度となっており、年平均気温も約8℃と北海道の平均気温と同程度である。

上流域は、水際まで深緑に囲まれ、エゾイタヤーマズナラ群落、トドマツ植林などが広がっている。

河床勾配は約1/30以上で、河床は主に粗礫で構成されている。小さな蛇行が多く繰り返され、瀬や流れの緩い淵には、サクラマス（ヤマメ）やアメマスが生息し、秋には両種が産卵する。

中流域の別狩橋^{べつかりぼし}の上流では、河川沿いに畑地が分布し、周囲にトドマツ植林、ササシラカンバ群落などが広がっている。別狩橋下流では、河川沿いに水田やヤナギ低木群落が分布し、一部、ススキ草原が近接する。また、その周囲を取り囲むようにエゾイタヤーマズナラ群落、トドマツ植林が見られる。農耕地周辺ではアオジ、カワラヒワなどが見られるほか、キタキツネ、ニホンカナヘビの姿を見かけることもある。

河床勾配は約1/230～1/50で、河床は粗礫や中礫などで構成されている。比較的大きな蛇行が多く繰り返され、瀬や淵にはサクラマス（ヤマメ）などが、川岸近くの砂泥中にはスナヤツメが生息している。

下流域は、市街地と水田が広がり、河川沿いにオニグルミ、ヤチダモなどの河畔林が見られ、周囲はエゾイタヤーマズナラ群落が広がる。河畔林にはエゾサンショウウオなどが生息し、市街地付近でもエゾシカを見かけることもあり、海辺で見られるオオセグロカモメやウミネコなどの海鳥類が飛来する。

河床勾配は約1/650～1/230で、河床は砂礫などで構成されている。大きな蛇行が見られ、クサヨシなどの抽水植物を産卵場として利用するイトヨ日本海型が生息している。支流の牧佐内川にはサケの増殖施設があり、秋には親魚が遡上する姿も見られる。

厚田川水系における治水については、昭和50年から60年に河口から0.8kmの区間で改修が行われている。しかし、整備水準が低く、平成22年8月の豪雨により床下浸水4戸、浸水面積約48ha、平成23年8月の豪雨により床下浸水1戸、浸水面積約35haと大きな被害が発生していることから、治水安全度の早期向上が課題となっている。

なお、本水系は過去において、津波や高潮による被害は発生していない。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成24年から25年の調査結果によると、河口から厚田3

号橋までの約18km区間の6地点におけるBODの平均値は1.5mg/l以下でA類型に相当し、概ね良好な水質となっている。

河川水の利用については、農業用水として約119haの水田でかんがいに利用されている。河川空間の利用については、地域住民が管理用通路を散策路として利用するほか、秋にはサケの遡上を橋から観察する姿が見られる。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、水害の発生状況、治水の現状、河川の利用状況、周辺の土地利用状況及び河川環境の保全を考慮し、周辺地域の社会・経済情勢との調和や既存の利水施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、厚田川流域が持つ社会・経済的な重要度と道内の他河川とのバランスを図りつつ、河道の掘削等を行って河積を増大させ、計画規模の洪水の安全な流下を図り、沿川地域の家屋や農地等を防御する。

計画規模を上回るような洪水や整備途中の段階における施設能力以上の洪水に対しては、迅速な対応が可能となるよう、水防管理者等に対し河川情報等の確実な伝達やハザードマップ作成のための支援を行い、関係機関や住民と連携を図りながら洪水被害の軽減に努める。

また、河川周辺の土地利用状況等を踏まえ、防災等関係機関と連携を図りながら、情報連絡体制等の検討や必要な施設整備等を行い、地震・津波・高潮被害の軽減に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、農業用水として利用されている現状を踏まえ、利水者等の関係機関との情報交換など連携を図りながら、適正かつ合理的な利用が図られるよう努める。また、今後、水量・水質の把握に努め、魚類等の生息する良好な水環境の保全が図られるように努める。

河川環境の整備と保全に関しては、サケ、サクラマス（ヤマメ）、スナヤツメ等の魚類や産卵床が多く確認されていることから、河道の連続性、及び瀬・淵等の生息環境や産卵床の保全に努める。また、現在の豊かな水辺環境を踏まえ、水際から陸域までの横断的な連続性に配慮し、治水面との整合を図りつつ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全に努めるものとする。

また、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等を実施する。

景観に関しては、流域の自然特性や社会特性等を踏まえ、周辺に広がるのどかな田園風景と河川とが総合的に融合・調和するよう親しみやすい川づくりに努める。なお、施設の整備にあたっては、時間の経過を考慮して、周辺の景観になじむよう配置、形態・材料・色彩等の選定を行い、その後のモニタリング調査に努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の総合的な観点から、必要な措置を講ずるなど、適切な実施に努める。なお、周辺の土地利用状況を踏まえ、治水としての機能や環境への影響を考慮したうえで、河道内の樹木、堆積土砂や河川管理施設の適正な管理を行う。

また、地域と一体となった河川管理の構築に向けて、河川に関する情報を社会を構成する多様な主体と双方向で共有し、各々の適切な役割分担のもと、より一層の連携・協働の取組みを実施するとともに、環境教育への支援、河川愛護活動の推進に努める。

なお、以上の実施にあたっては、各分野の専門家や流域住民等の意見を踏まえながら、河川の総合的な保全と利用に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、平成22年8月等の既往洪水を考慮して、厚田基準地点において490m³/sとし、全量を河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
厚田川	厚田	490	—	490

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、厚田基準地点において490m³/sとする。



凡例：■基準地点

単位：m³/s

計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

厚田川水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	基準地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
厚田川	厚田	1.50	6.92	69

T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

厚田川水系における既得水利権としては、農業用水として約0.44m³/sの許可水利があるが、渇水被害を生じた事例はない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の調査を行い、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し調査検討を行ったうえで定めるものとする。

(参考図) 厚田川水系 流域概要図

